

第6回

(平成30年6月11日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成30年6月11日（木）午後9時00分から午前9時50分
 - 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
 - 3 出席委員 10名
1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 川村 勝也
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則
10番委員 石松 まゆ子
 - 4 欠席委員 なし
 - 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 会議書記の指名
 - 4) 議第24号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第25号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第26号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
 - 6 事務局職員
事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美
 - 7 会議の概要
- 議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、6番・7番委員を指名します。
- 議 長 諸事報告がありましたらお願いします。
- 6 番 5月29日川辺川土地改良事業連絡協議会の総会に出席してきました。この連絡協議会は今年度をもって解散することになりまして、後は各々の市町村での活動になってくるかと思います。なぜかという、予算がある程度目途でついたので、この協議会を残さず、市町村で対応するということでした。6月7日に錦町構造改善事業協議会に出席してきました。会長、福本、元村委員と4人出席しました。
- 議 長 議事に入ります。議第24号案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議第24号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）
- 議 長 調査番号1番について、4番委員より調査報告をお願いします。
- 4 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は

相手方の要望です。期間設定が10年。賃借人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力1人）です。経営面積は、28a、田23a、WCS作付け、畑5a野菜栽培です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：15m、3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：小作料玄米30kg、水利費を負担する。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、ハーベスタ、ミスト機、田植機、バインダーを所有。8番（取得農地の利用計画）：水稻を作付け。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号2、3番について、10番委員より調査報告をします。

議長 （調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は交換です。譲受人の経営内容について報告します。家族5人（稼働力3人）です。従業員とパートを合わせて9人です。経営面積は、1015a、田115a、畑900a、田45aは稲作、WCS65a、畑900aは野菜栽培です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：300m、3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：交換のため0円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクターをはじめ野菜植付機、水稻については、コンバイン、田植機は受託作業で対応。8番（取得農地の利用計画）：野菜を作付け。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 （調査番号3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は交換です。譲受人の経営内容について報告します。家族8人（稼働力1人）です。経営面積は、164a、田90a、水稻55a、WCS35a、畑74aには桃、梨を栽培。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：300m、3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：交換のため0円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、トラック、スピードスプレイヤー、水稻については、コンバイン、田植機は受託作業で対応。8番（取得農地の利用計画）：野菜を作付け。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

1番 2番、3番については近所の方でしょうか。

議長 同じ部落です。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号2番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、2番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号3番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、3番について原案のとおり決定します。

議 長 議第25号案農地法第5条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第25号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議 長 調査番号1番について、5番委員より調査報告をお願いします。

5 番 (調査番号1) 譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅と駐車場です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別)：第1種農地。2番(着工時期)：許可が下り次第です。3番(資金調達)：借入金です。5番(周囲の承諾)：問題なし。6番(公衆衛生) 給水は町上水道、排水については、敷地内に合併処理浄化槽を設置し浄水後に用排水路に、雨水も敷地内に側溝を設けて用排水路に流入する。7番(転用措置)：問題なし。8番(日照通風の影響)：問題なし。10番(農振法)：農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

2 番 一部転用となっているが分筆の必要があるか。

事務局 必ず分筆する必要はありません。許可は分筆していなくても許可されます。許可要件ではありません。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議 長 議第26号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第26号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)
今回は11件の利用権設定が提出されております。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1～11番適格の報告あり)

(議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明)

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年6月11日

農業委員会会長

6番 農業委員

7番 農業委員